

(代理)

第 19 条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に附議する議案について賛否の意見を附した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- 2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員に、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

(附 則)

1. 第 17 条の規約を第 19 条に変更し、また条文の一部を変更・削除し、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用とする。
2. 第 1 項から条文の一部(出席不能となる理由)を削除し、令和 3 年 4 月 1 日以降の組合会から施行する。